

## 技術標準に包含される特許技術

——中国の実情に対する考察——

馬 鉄 良\*  
劉 新 宇\*\* (訳)

**抄 録** 近年来, 中国では技術標準に含まれる特許技術に関するライセンスについて様々な紛争が続々起こり, 中国企業は技術標準に係わる特許ライセンスの問題に直面してきている。しかし, 技術標準と特許侵害, それに技術標準と特許技術の関係について, 中国における知的財産制度, 中国標準化法律制度の歴史が浅いことから, 実態が不明な面が多々ある。特許技術は技術標準から排斥すべきか, 技術標準に含まれる特許技術はどのようなものであるべきか, 技術標準に含まれる特許ライセンスと強制実施許諾はどのように違うか。本稿では, 幾つかの紛争事件を紹介, 分析することを通じて, 中国での技術標準と特許技術の関係についての実情を考察し, 各論点を紹介し, 上述の問題を論述することにする。

### 目 次

1. 技術標準と特許技術についての中国の現状
  1. 1 三つの事例
  1. 2 技術標準と特許侵害
  1. 3 抽出された論点
2. 技術標準と特許技術の関係についての考察
  2. 1 特許技術であっても技術標準から排斥すべきではない
  2. 2 技術標準に特許技術を含ませる場合はそれを広く知らしめるべきである
  2. 3 特許技術の利用は有償であるべきである
  2. 4 技術標準に含まれる特許技術は非独占的であるべきである
  2. 5 技術標準に含まれる特許ライセンスと強制実施許諾の違い
3. おわりに

## 1. 技術標準と特許技術についての中国の現状

### 1. 1 三つの事例

2002年の春以来, 中国では技術標準に含まれ

る特許技術に関するライセンスについて様々な紛争があり, 中国の産業界及び法曹界を揺り動かした。

まず最初は中国のメディアに「DVD 事件」と知られているものである<sup>1)</sup>。1999年6月に, 日立・松下・三菱電機・タイムワナー・東芝・JVCの6大技術開発会社(以下, 6Cという。)は全世界に向け, DVD パテントプールに関する共同声明を発表した。すなわち, 「6CはDVDの中核技術について特許を保有し, 世界中のDVD製品を生産するメーカーは, その製品に対する特許技術を利用する前に特許ライセンスの許諾を受けることが要求され, そして一度で特許ライセンスの取得することが許される」。しかし, 中国のDVDメーカーはこの声明について真剣に取組まなかった。2000年11月, 6Cは北京で「DVD特許ライセンスについての推進計画」を発表した。その計画によると, 2000年9月1日

\* 中国弁理士 MA Tie Liang

\*\* 中国弁理士 Linda LIU

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

から8ヶ月以内に特許ライセンス契約を履行する企業は、ライセンス料の25%の割引を受けられる。これに対して、同期間中に履行しない企業は、ライセンス料に加えて毎月2%の利子を支払う必要があるというものである。これは薄利で操業している中国のDVDメーカーにとって、事態を悪化させるものであった。しかし、中国産業界はこの時点でも、事態を重大視するに到っていなかった。2002年1月9日、深センブーディ実業発展有限会社の3,848セットのDVDがイギリス Felixtowe 港税関においてフィリップスにより差し押さえられるに至り、中国のメディアが騒ぎ始めた。中国企業にとっての難問は、技術標準ということから、6Cの特許の壁を超えることができないということであった。

次のケースは「ライター事件」と呼ばれているものである<sup>2)</sup>。事件の起こりは、2002年4月31日にEUで採択された、たばこ用ライターについての児童安全技術基準法である。本法によると、\$2以下で販売されるライターは児童保護用の装置を付す必要があり、その装置を装着していない場合には、欧州において販売することはできないというものである。このことは、欧州におけるライターのCR (Child Resistance) 標準の制限下で欧州の低価格ライター市場の70%を占めてきた中国のライターメーカーにつらい選択、すなわち欧州市場から撤退するか、ライターを欧州法に適用させるため技術ライセンスを受けるかということ、を課したのであった。勿論、ライセンスを受けた場合、原価にはねかえり、競争力の低下を招くことになる。

さらに、2003年1月22日に米国シスコ社が、中国企業の華為社をテキサスの米国東部地区連邦裁判所に、知的財産権侵害で訴訟を提起した<sup>3)</sup>。本件は特許、技術標準、個別契約、著作権を含んだものであり、中国においても注目された。

## 1. 2 技術標準と特許侵害

中国企業は技術標準に係わる特許ライセンス

の問題に直面してきている。その原因は、様々であるが、一つには中国はWTOに加盟したが、中国企業はその新しい状況に追いついておらず、WTO加盟の意義を誤解したままであるということである。中国企業は長年に渡って次のように認識していた。「国際標準や国内標準に係わる技術とは、成熟、互換および一般技術である（企業内標準のみが独占技術に関係する）。特許技術は独創、独占の技術であり、実施料の支払いの必要なもののみである」<sup>4)</sup>。事実、中国では、国家標準を利用したいものは、標準発行担当の公的機関に情報料のみを支払い、技術に対する実施料の支払いの必要はなかった。しかしこの状況は近年変化してきた。次の案例を示す。

### 【案例】 国家強制標準が発明特許に抵触した特許権侵害事件

1996年7月8日、天津港湾工程研究所（元交通部第1航空事務工程局科学研究所）は、自らの保有する特許85108820号「真空予圧により軟土地を固める方法」<sup>5)</sup>の特許権を侵害されたとして、北京市第2中級人民法院に、訴訟を提起した。当該特許は、1985年12月4日出願、1987年2月26日特許証交付されたものである。水分の多い軟らかい土地において基礎工事を施行するにあたり、地盤を固めることに関するものであり、当該特許技術により、地面をうちつけ、固結度を90%にし、その結果基礎工事の設計要求を満足させるものである。

原告の訴えは「被告は原告よりの実施許諾を受けず、1995年4月から1996年4月までの華能丹東発電所軟弱地補強工事において、当該特許技術により、約7万平方メートル余りの地盤を補強することにより、原告特許権を侵害した。被告は直ちに特許侵害行為を中止し、特許権の侵害行為を公表するとともに原告の信用回復措置をとり、73万元の損害賠償をし、訴訟費用を負担しなければならない。」というものであった。

被告はこれに対し二つの対策を執った。第1は、原告特許が新規性又は進歩性を具備してい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ないことを理由として、特許無効の申請を提出した。第2は、法院に対し訴訟中止の申立を行った。訴訟中止の理由として、特許85108820号「真空予圧により軟土地を固める方法」の特許技術が、1992年9月1日にその技術の利用を開始するとして国家建設部より発布されたJGJ7991中国工業標準「建築地盤処理技術規範」と、1994年1月1日にその技術の利用を開始するとしてDL5024-93中国電力工業基準「火力発電所地盤処理技術規定」に編入された。「中国標準化法」と「中国標準化法実施条例」によると、工事建設標準は強制的な技術標準規範であり、被告は本標準に則って、本特許技術を実施したのだから、特許権を侵害した行為とみなすべきでないというものである。

この訴訟中止の申立に対し、法院は次のように裁定した。もしその特許が有効な上に強制的な技術標準に含まれたなら、不特定な第三者に影響を及ぼすことになる。そこで1997年2月18日「訴訟中止」の裁定が下された。

また、本特許技術が既に出願日前に公開、使用した事実に関連する文献により、本特許が無効であると宣言された。

これにより、国家の技術標準に抵触する特許権に関する侵害事件は、最終的に特許無効を宣言されて終わりを告げた。

#### 【類似事例】

中国の司法実態の中に類似案件が存在する。2001年8月28日、雲南省昆明市中級人民法院における陳国亮が昆明岩土工事会社を訴えた事件<sup>6)</sup>、2002年2月25日に上海高級人民法院で終審判決した上海航空彩板製品有限公司が上海意達彩塗鋼材製品有限公司を訴えた事件<sup>7)</sup>などである。これらの事件の審理過程と結論は上述の事件と全く類似し、2事件とも特許権の無効が宣告されて終了した。

### 1. 3 抽出された論点

おそらく、中国の国家標準中に、特許技術が

含まれているが、未だ紛争が生じていないものもあると思われる。この点での実態は不明である。これらの特許権者に対し感謝しなければならない。特許権者は特許料を徴収できず、他の者は標準技術を通じて、製品化により利益を得たからである。

これらの事件は中国法曹界に多くの論点を提起した。①技術標準に特許技術を含めることができるのか、②強制技術標準に特許技術を含めることができるのか、③特許技術を技術標準に含めるためには、どのような条件を満たさなければならないか、④技術標準を用いることによって特許技術を利用する者は、特許料を支払うべきか、また支払う場合の方法は、などである。

## 2. 技術標準と特許技術の関係についての考察

以下は、技術標準に特許技術を含めることについての私見である。

### 2. 1 特許技術であっても技術標準から排斥すべきではない

中国の司法が上述のように特許権者に不利な判決を行なった理由は様々である。

その一つの重要な理由は、事件当時の認識であり、国家標準や国際標準などの技術標準は、ある産業内の利害関係者が、その関係者の技術的関心の元に作成した技術要求事項と広く捉えられており、特許技術を普及させる手段であるとは捉えられていなかったことである。

1979年中国標準化管理条例第18条は、「ある標準が発布された場合、その標準は技術的な規制となる。生産、建設、科学研究、設計の各管理部門および各企業はこれを遵守しなければならない。」と規定されていた。この規定を根拠として技術標準を用いることは、技術規制を準拠することになる。中国国家標準化法規及び関連する法規に、特許技術に関する条項は無かった。すなわち特許技術を技術標準に組み入れること

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に関する条項も無かったし、特許技術を採用しないことに関する条項も無かった。これは一つの空白ということができる。しかし1979年当時、中国には特許制度は存在しなかった。

1989年に至り、中国標準化法が公布された。その第7条は「国家標準、業界標準は強制標準と推奨標準に分かれる。」と規定し、過去の「ある標準が公布された場合、その標準は技術的な規制となる。」という、技術標準は全て強制標準であるということを変更、強制と推奨の二種の技術標準に分けた。但し、当時特許法が施行されてから未だ5年しか経過しておらず、特許と技術標準の関係については、依然として伝統的な認識であった。

しかし、ISOの「標準化」についての定義「ある産業における秩序を設定するために、現実又は潜在的に存在する共通利用に関する取決めを制定する活動」によると、標準化の主要事項は共通化のための取決めの制定であり、特許技術がその中に含まれるか否かは関係なく、また特許技術を技術標準に含ませてはいけないという理由もない。現在の科学技術の発展に伴い、多くの場合特許技術が技術標準の中で欠くことの出来ないものとなってきている。特許技術の含まれない技術標準は、かなり不十分なものになる。例えば通信領域では以下のような動きがある。1990年代から、技術標準に対する特許技術の影響が日増しに増大するにともない、世界的に著名な標準化組織や標準化機構は知的財産に対しての政策の調整を開始した。統計によると、ISO, ITU, IETE, IEEE, W3G, ANSI, ATSC等の標準化組織は、全て各自の知的財産政策を有している。例えば、EUのETSI (Electricity Telecommunication Standard Institution) 電気通信標準には2001年末において、4026件の特許技術が含まれ、うち165件は中国における特許が含まれている。

## 2. 2 技術標準に特許技術を含ませる場合はそれを広く知らしめるべきである

技術標準を制定する場合のルールとして、特許技術に係わる技術標準を制定する場合には関係者に意見を求め、協議を通じて意見の一致を図ることをすべきである。第一に特許権者に対しては、その特許技術を技術標準に取り入れることを望むか否か、第二に技術標準に利害関係を持つ者及び公衆に対し、特許技術を技術標準に含ませることを望むかどうかについて、意見を求める必要がある。このプロセスは特許技術を含めた技術標準を制定する場合に必要なものであり、一般民事手続的要件に準ずるものである。

上述の「真空予圧より軟土地を固める方法」特許侵害事件については、例えその特許が無効にされなかったとしても、その特許権者は権利主張することは出来なかったと考えられる。その理由は、特許権者本人が当該技術標準の起草者の一部であり、その特許技術が当該技術標準に含ませることについて、関係企業にも主管管理機関にも知らせない状況下において、その特許技術を当該技術標準に含ませ、技術標準としたからである。当該技術標準を制定するプロセスにおいて、あるいは技術標準化するプロセスにおいて、特許技術があることを公表せず、関連企業にも知らせず、後に特許侵害を主張するのは、当該技術標準を利用するものの「知る権利」を裏切るものである。不意打ちである。従って、このような場合、特許権による侵害の訴えは認容すべきでない。

このような案件は中国以外でも存在する。有名な案件として、DELLが標準制定中に特許技術の公表義務に違反したと、米国連邦貿易委員会が認定したものがある<sup>8)</sup>。

上述のような状況下で、2002年6月20日、中国国家質量監督検閲検疫総局は国家標準GB/T1.2-2002「標準制定規則 PART2：標準中の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

規範性技術要素の内容の確定方法」を批准し公布した(2003年1月1日施行)。その10条において初めて技術標準中に特許技術を用いる場合の公表に関して規定した、該規定は、「ISO/IEC 制定規則 PART1, 2001」と同じものである。

具体的には、技術標準中に特許技術を用いる場合の事項として三つのパラグラフにまとめられた。第1パラグラフは通知事項であり、技術標準(案)について意見を求めること、及びその意見返信において「関連特許を見出した場合、その特許技術内容とその証拠の提出を依頼する」というものである。第2パラグラフは、宣言事項であり、技術標準の前言におかれる事項であり、技術標準が技術標準発表時の特許技術に関係のない場合に、この技術標準と他の文献の関係を表明するものであり、「本標準の発表機関は、特許技術について関係がある可能性はあるが、いかなる特許技術が関与するかについて識別する責任を負うものではない。」というものである。第3パラグラフも宣言事項であり、特許技術が技術標準に含まれる場合、宣言として技術標準の前言として記載すべき事項として「本標準発表機関は次の事項について注意を喚起する。この標準に従うことを条件として、関連特許技術の利用が含まれる。本標準発表機関は特許技術の範囲とその有効性について、いかなる保証もしない。当該特許権者は、本標準発表機関に対し、合理的かつ無差別に、特許技術のいかなる利用者に対しても、ライセンスについて協議することを保証する。この点についての特許権者の宣言は本標準発表機関に登録されている。参考情報は以下のように…」と記載されている。

### 2.3 特許技術の利用は有償であるべきである

意見を求めた後、特許権者と技術標準制定機構の両者が、その特許技術を技術標準に含ませることに合意に達した場合、特許権者は利益を

得ることができるか否か?さらに特許のどのような技術内容について許諾を与えるか?

第一に、中国特許法及び他の国の特許法の規定によると、特許権者は合理的な報酬を受けべきである。標準技術を利用するものは、標準技術の利用により特許技術を利用したならば、適当なライセンス料を支払うべきである。ただし、これらの標準技術に対するライセンス料は公平で合理的なものでなければならない。ここでいう公平・合理的とは、通常の特許ライセンスの場合のそれとは異なる。通常の特許ライセンスの場合、ライセンサーとライセンシー間の契約行為であり、双方が公平・合理的であり商業的な虚偽がないと納得すれば、いかなるライセンス料でも成立する。しかし標準技術の場合の特許ライセンスは、当事者間の行為であるばかりでなく、全てのその標準技術を利用するものに係わり、ひいては社会公衆まで係わる可能性がある。従って、この場合の公平・合理的であるとは、当該標準技術を利用する全てのものにとっての公平・合理的であり、すなわちライセンス料は一律であり、差別があってはならないのである。

第二に、ライセンス技術の内容について、特許権者はライセンシーに技術標準に関連する全ての特許技術を許諾しなければならない。何故ならば、当該特許技術は標準技術を利用するために必要な技術であり、ライセンシーの利用要求に沿って許諾しなければならない。

第三に、特許権者はライセンシーの選択をしてはいけない。標準技術の利用に関して許諾を求めるものである限り、全てのものに許諾しなければならない。従って、特定人のみに許諾するという事は、あってはならない。

### 2.4 技術標準に含まれる特許技術は非独占的であるべきである

前述のように中国国家標準 GB/T1.2及び ISO/IEC の標準制定規則の知的財産に関する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

規定は、特許公開、公平合理的であり無差別の原則を定めている。但し、特許技術が一旦標準技術に採用され、特に強制的技術法規又は強制的技術標準の内容になると、特許技術の技術標準化により、私益を増大化させる可能性があり、よって社会全体の利益とぶつかる場合も生じる。このような現象は少ないとは言えない。MPEG-2 技術標準が米国司法部門によって知的財産権ライセンスについて反独占審査されたのはその一例である。このように標準化により、ある特許技術の実施を最大化し、その結果標準外の技術を排除し、標準に含まれた特許技術により独占化を図ろうとする行為は中国でも見られる。このような独占化は標準化を通じて実現されるものであることから、技術標準についての特許政策において、先進諸国には反独占審査というプロセスが設けられている。しかし、中国では未だ独占禁止法がない。従って、標準制定プロセスにおいて特許技術を含めることができるとのみ規定するだけでは不十分である。特許権の濫用を防止するためにも、相応する法規を制定する必要があり、中国関係機構がこの問題に注意されるべきであると考えられる。

## 2. 5 技術標準に含まれる特許ライセンスと強制実施許諾の違い

中国国内において次のような見解がある。すなわち、特許技術が強制的な技術標準に採用された場合、それは強制実施許諾と同様であると。この見解は議論されるべきものである。表面的には両者は似ている。つまり両者とも行政的手段を通じて、特許ライセンスを強制するものである。しかし多くの点での異なりがある。最も大きな違いは、各々が異なった問題を解決しようとするものであるということである。強制実施許諾は特許権の「不実施」が濫用される問題に対するものである。例えばパリ条約第5条 A (2)「各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施が

されないことを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとることができる。」という規定がある。中国でも2003年7月15日施行の中国国家知識産権局より公布された第31号局令「特許実施許諾弁法」第4条に強制的実施許諾について三つの事由を規定し、主に特許権の「不実施」に着目している。技術標準に特許技術を含ませる目的はこれと異なっている。すなわち特許権者は、通常、標準化を通じて、特許技術利用により利益を求めようとするものである。前述の「真空予圧により軟土地を固める方法」はその一例である。

## 3. おわりに

中国科学技術省は、1日も早く中国が世界の先進国に仲間入りしようと「特許・標準・人材」に関する政策をかけた実施している。この政策の軸は専門家を育て、基本特許を生み出し、技術標準を推進するということである。本稿がこのような中国の現状を理解して頂き、その政策の実施に少しでも役立てばと望んでいる。

### 参考文献

- 1) 焦学寧, 「DVD 特許使用料の争い」, 「電子知識産権」2003年第4号 p.21
- 2) 「中国煙草在線」www.tobaccochina.com
- 3) 「情報時報」2003年3月14日号, www.tech163.com
- 4) 張平・馬驍, 「技術標準戦略と知的財産の結合」, 「電子知的財産」2003年第1号 p.44
- 5) 黄薇, 知識産権年鑑2001-2002, p.394
- 6) 張平・馬驍, 「標準化と著作権戦略」p.48, 知的財産出版社, 2002年6月
- 7) 徐申民, 「一例の特許権の濫用を通する不正競争した事件」, 「中国特許代理」2003年第1号 p.36
- 8) 張平・馬驍, 「標準化と知的財産戦略」知的財産出版社, 2002年6月

(原稿受領日 2003年12月9日)